

# 改正FIT法における 事業計画認定と適正な事業実施について

平成29年11月17日

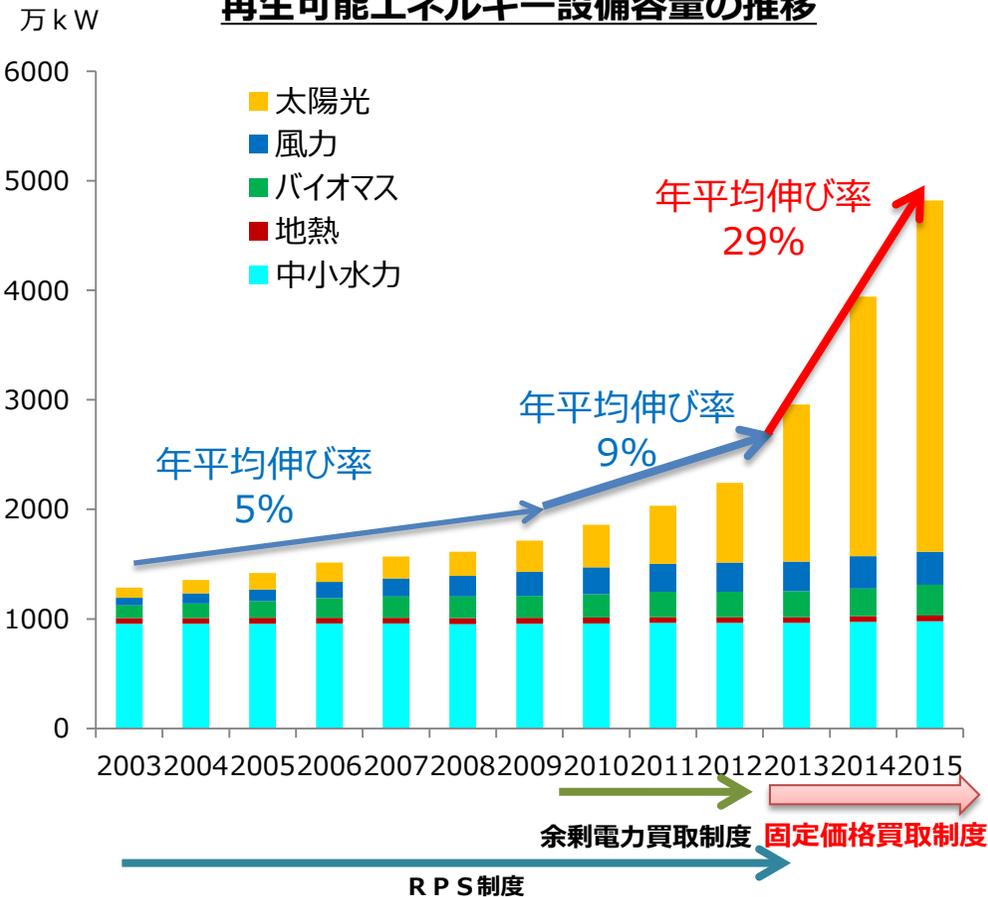
近畿経済産業局

エネルギー対策課

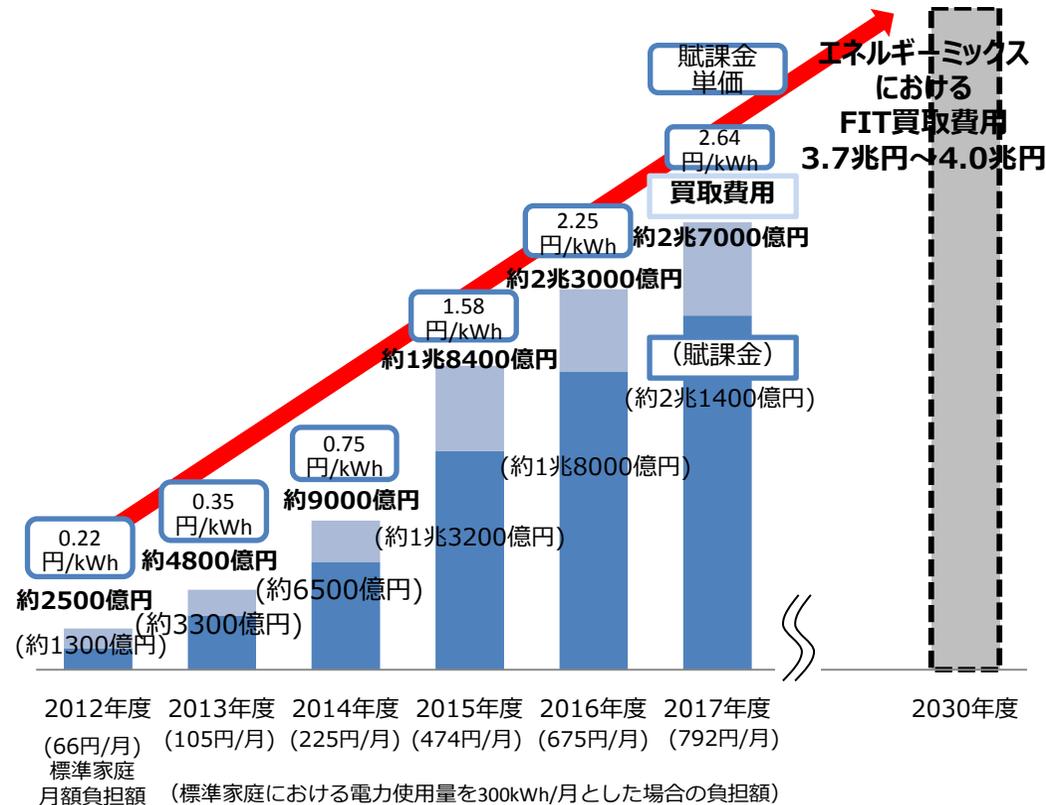
# エネルギーミックスの実現と国民負担の抑制

- 再生可能エネルギーの導入拡大は、自給エネルギーの確保、低炭素社会の実現等の観点から重要。2012年の固定価格買取制度の開始以来、再生可能エネルギー導入量は約2.5倍に増加しているが、国民負担が増大。
- エネルギーミックスの検討においては、電力コストを現状より引き下げた上で、再生可能エネルギー拡大のために投ずる費用（買取費用）を3.7~4.0兆円と設定しているところ。
- 固定価格買取制度の開始後、既に取り費用は約2.7兆円（賦課金は約2.1兆円。平均的な家庭で毎月792円）に達しており、**再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るべく、コスト効率的な導入拡大が必要。**

### 再生可能エネルギー設備容量の推移



### 固定価格買取制度導入後の賦課金等の推移



- 2012年7月の固定価格買取制度開始後、平成29年3月時点で、新たに運転を開始した設備は約3539.2万kW（制度開始前と比較して約1.7倍）。
- 制度開始後、認定された容量のうち、運転開始済量の割合は約33.7%。
- 制度開始後、導入量の約95%、認定量の約80%を太陽光が占める。

### ＜2017年3月末時点における再生可能エネルギー発電設備の導入状況

設備導入量（運転を開始したもの）								認定容量
再生可能 エネルギー 発電設備 の種類	固定価格買取 制度導入前	固定価格買取制度導入後						固定価格買取制度導入後
	平成24年6月末 までの累積導入量	平成24年度 の 導入量 (7月～3月末)	平成25年度 の 導入量	平成26年度 の 導入量	平成27年度 の 導入量	平成28年度 の 導入量	制度開始後 合計	平成24年7月～ 平成29年3月末
太陽光 (住宅)	約470万kW	96.9万kW (211,005件)	130.7万kW (288,118件)	82.1万kW (206,921件)	85.4万kW (178,721件)	79.4万kW (161,273件)	474.5万kW (1,046,038件)	549.3万kW (1,196,467件)
太陽光 (非住宅)	約90万kW	70.4万kW (17,407件)	573.5万kW (103,062件)	857.2万kW (154,986件)	830.6万kW (116,700件)	543.7万kW (72,656件)	2875.3万kW (464,811件)	7,904.7万kW (941,215件)
風力	約260万kW	6.3万kW (5件)	4.7万kW (14件)	22.1万kW (26件)	14.8万kW (61件)	31.0万kW (157件)	78.9万kW (263件)	697.2万kW (6,878件)
地熱	約50万kW	0.1万kW (1件)	0万kW (1件)	0.4万kW (9件)	0.5万kW (10件)	0.5万kW (8件)	1.5万kW (29件)	8.8万kW (110件)
中小水力	約960万kW	0.2万kW (13件)	0.4万kW (27件)	8.3万kW (55件)	7.1万kW (90件)	7.9万kW (100件)	23.9万kW (285件)	111.8万kW (598件)
バイオマス	約230万kW	1.7万kW (9件)	4.9万kW (38件)	15.8万kW (48件)	29.4万kW (56件)	33.3万kW (67件)	85.1万kW (218件)	1,241.7万kW (845件)
合計	約2,060万kW	175.6万kW (228,440件)	714.2万kW (391,260件)	986.0万kW (362,045件)	967.7万kW (295,638件)	695.8万kW (234,261件)	3539.2万kW (1,511,644件)	10,513.6万kW (2,146,113件)

33.7%

- ※ バイオマスは、認定時のバイオマス比率を乗じて得た推計値を集計。  
 ※ 各内訳ごとに、四捨五入しているため、合計において一致しない場合があります。

## 2012年7月 固定価格買取制度開始

（制度開始後4年で導入量が2.5倍に増加）

### 顕在化してきた課題

#### 太陽光に偏った導入

- ✓ 太陽光発電の認定量が約9割
- ✓ 未稼働の太陽光案件（31万件）

#### 国民負担の増大

- ✓ 買取費用は2016年度に約2.3兆円
- ✓ ミックスでは2030年に3.7～4.0兆円を想定

#### 電力システム改革

- ✓ 小売自由化や広域融通とバランスを取った仕組み

### 改正FIT法：2016年5月成立、2017年4月施行

#### 1. 新認定制度の創設

- 未稼働案件の排除と、新たな未稼働案件発生を防止する仕組み
- 適切な事業実施を確保する仕組み

#### 2. コスト効率的な導入

- 大規模太陽光発電の入札制度
- 中長期的な買取価格目標の設定

#### 3. リードタイムの長い電源の導入

- 地熱・風力・水力等の電源の導入拡大を後押しするため、複数年買取価格を予め提示

#### 4. 減免制度の見直し

- 国際競争力維持・強化、省エネ努力の確認等による減免率の見直し

#### 5. 送配電買取への移行

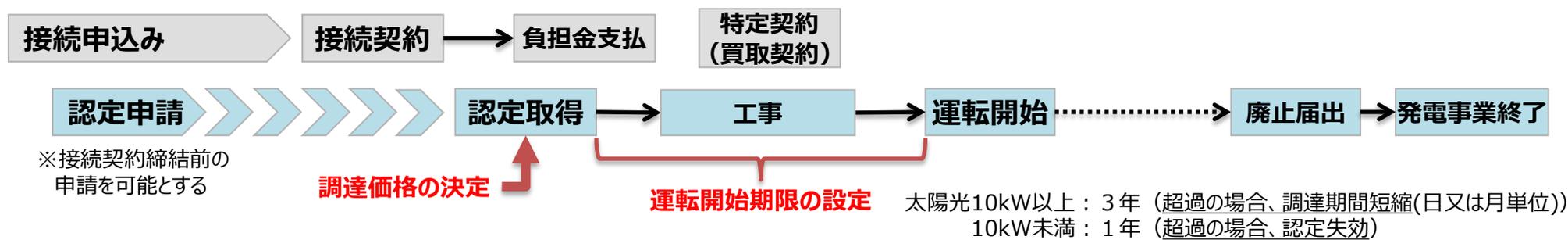
- FIT電気の買取義務者を小売事業者から送配電事業者に変更
- 電力の広域融通により導入拡大

## 再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立

エネルギーミックス：22～24%の達成に向けて（2030年度）

# 新認定制度「事業計画認定」の概要

## 【認定申請から発電事業終了までの流れ】



### <認定申請の流れ>

**■ 太陽光50kW未満以外**

- ① WEB上で申請情報を入力
- ② 登録画面を印刷したものに必要な書類を添付
- ③ 各経済産業局に発送

**■ 太陽光50kW未満**

- ① WEB上で申請情報を入力
- ② 添付書類をPDF等でアップロード
- ③ 代行申請機関に登録

※接続同意を証する書類については、申請時点に必須としないため、接続契約締結前でも申請可能。

※変更手続についても、認定申請同様の流れで申請を行う。

### <認定基準（新制度で追加される主なもの）>

- 1. 事業の内容が基準に適合すること**
  - 適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
  - 外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること（太陽光20kW未満除く）
  - 設置に際し要した費用、運転に要する費用、発電量等に関する情報について経済産業大臣に提供するものであること
  - 発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱いに関する計画が適切であること
  - （バイオマスの場合）発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること
  - （地熱の場合）地熱資源の性状及び量の把握を運転開始前から継続して行うことその他の必要な措置を講ずること
- 2. 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること**
  - 接続することについて電気事業者の同意を得ていること
- 3. 設備が基準に適合すること** ※ほぼ現行を踏襲

**（1～3共通）**  
関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること

### <地域と共生しつつ、長期安定的な発電を確保する仕組み>

認定申請段階	<b>認定申請情報を関係省庁・自治体に共有</b> 関係省庁や自治体において、土地利用規制等の関係法令・条例の遵守を確認できるよう認定申請情報をシステムで共有（構築中）	<b>事業計画策定ガイドラインによる適正な事業実施の促進</b>
認定段階	<b>認定基準に基づく事業計画の審査</b> 適切なメンテナンスの実施、関係法令・条例の遵守など、事業が適切に実施される見込みがあることを認定時に確認	
事業実施段階	<b>認定情報の公表</b> 認定した事業計画（太陽光20kW未満を除く）の主要な情報を広く一般に公表	
	<b>事業計画に違反した場合の指導等</b> 関係省庁・自治体からの情報提供などを基に、関係法令・条例違反等、認定基準への違反が判明した場合は、FIT法に基づいて指導・改善命令・認定取消しを行いつつ	

# 主な認定基準の審査基準①

## 【分割禁止】

- **認定基準**：特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと
- **審査基準**：①同一の地番又は地権者が同一（申請日の1年前まで遡って同一の場合※も含む）の一団の土地において他の認定事業計画がないこと、②隣接の地番で設置事業者が同一の他の認定事業計画がないこと  
※平成29年度内に認定を取得する場合は、平成29年4月1日まで遡って同一の場合とする。
- **必要書類**：設備所在地の登記簿謄本（分割の疑義が生じた場合は、審査の過程で、分割疑義対象案件の登記簿謄本や当該案件との位置関係が分かる公図等を求める）

## 【保守点検及び維持管理】

- **認定基準**：再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
- **審査基準**：①保守点検及び維持管理の責任者が明確であること、②保守点検及び維持管理の計画が明確であること

## 【設備の廃棄】

- **認定基準**：再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること
- **審査基準**：事業計画において廃棄費用が計上されていること

## 【標識の掲示】

- **認定基準**：外部から見やすいように再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること（太陽光発電設備20kW未満・屋根置きは除く）
- **審査基準**：設備配置図上で標識を掲示する場所が明示されていること
- **必要書類**：構造図（設備配置図）

# 主な認定基準の審査基準②

## 【土地の確保】

- **認定基準**：再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができること認められること
- **審査基準**：必要書類が揃っていること
- **必要書類**：土地登記簿謄本、他者所有地の場合は賃貸借契約書等（土地所有者の同意書等でも可とするが、認定日の翌日から起算して180日以内に契約書等の確保を証する書類の提出を求め、提出がなければ認定取消しの対象に）

## 【関係法令の遵守】

- **認定基準**：関係法令（条例を含む）の規定を遵守すること
- **審査基準**：自治体に適用対象となる関係法令の確認をしていること
- **必要書類**：関係法令手続状況報告書

## 【バイオマスの安定調達】（バイオマス発電の場合）

- **認定基準**：発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること
- **審査基準**：燃料の調達方法が定量的な根拠又は具体的な方策に基づいているか、調達予定先となる全都道府県に説明を行っているか
- **必要書類**：燃料調達及び使用計画書（都道府県への説明が必須）、燃料供給者との協定書・契約書等

## 【地熱発電を継続的かつ安定的に行うための措置】（地熱発電の場合）

- **認定基準**：発電に利用する地熱資源の性状及び量の把握を当該設備を用いた再生可能エネルギー電気の供給を開始する前から継続して行うことその他の当該発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずるものであること
- **審査基準**：事業計画策定ガイドラインに沿った源泉モニタリング計画及び環境モニタリング計画が策定されていること
- **必要書類**：源泉モニタリング計画書（モニタリング実績を含む）、環境モニタリング計画書

# (参考) 不適切な設計・施行

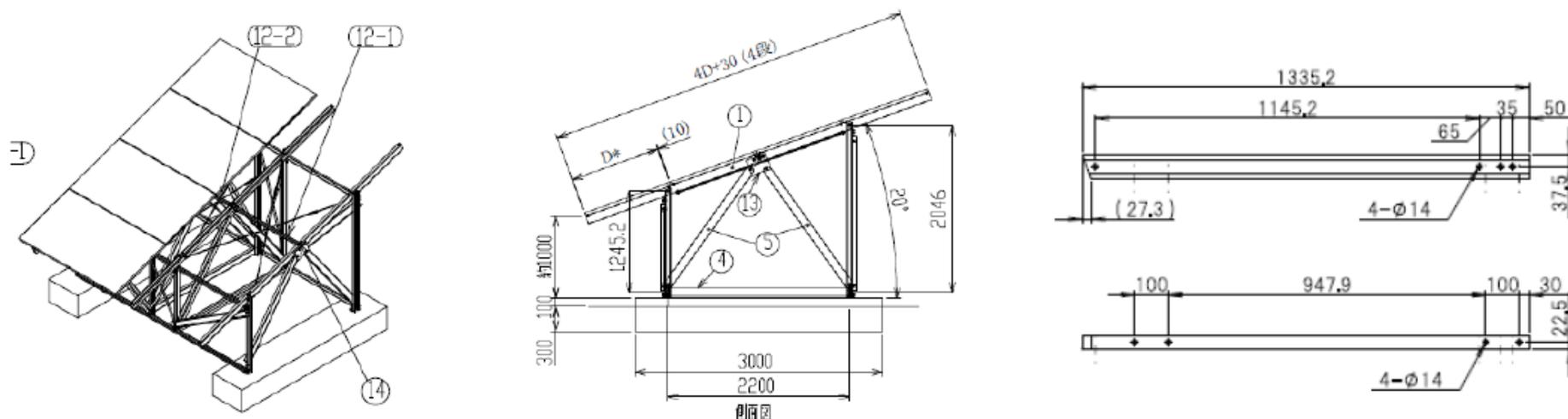


### 3. さらなる安全性確保に向けた対策【不適切な設計、施工の抑止①】

#### 【標準仕様の明確化】

- 太陽電池設備の支持物については、技術基準において、日本工業規格（JIS C8955）に規定される強度を有するものであることを要求している。
- しかしながら、設計基準風速を満たしていない/把握していない、施行方法が適切ではない等、技術基準が十分に理解されていないケースが存在。これを踏まえ、架台、基礎の設計例など具体的な標準仕様を技術基準に例示し、地上設置型について、強度計算を実施しない場合の設計は、この標準仕様どおりとする。

#### <標準仕様のイメージ図>



### 3. さらなる安全性確保に向けた対策【不適切な設計、施工の抑止②】

#### 【標準仕様の考え方】

- 例示する標準仕様は、強風地域、多雪地域という設置環境を考慮し、「一般仕様」、「強風仕様」、「多雪仕様」の三形式を定めることとする。
- 設計荷重の計算は、日本工業規格(JIS C8955)によるが、安全裕度の高い方法で計算する。
- 太陽電池発電設備の設置を想定する地盤は、**比較的悪い地盤**を想定する。(粘性土で、N値3、長期許容支持力20kN/m<sup>2</sup>、地盤との摩擦係数0.3)
- 支持物の基礎は**鉄筋コンクリート基礎に限定**し、使用する部材の材質を限定する。なお、鋼材、ボルト、ナット等は、**市販品の使用を想定**し、部材の接合方法は**ボルト接合に限定**する。
- 太陽電池モジュールは、市販品の中で風荷重や雪荷重が不利となる大きな太陽電池モジュール(2000mm×1000mm)の使用を想定する。

	一般仕様	強風仕様	多雪仕様
アレイ面の傾斜角度	20°	10°	30°
地表面粗度区分 (建築基準法による)	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ
基準風速	34m/s以下	40m/s以下	30m/s以下
垂直積雪深	50cm以下	30cm以下	180cm以下

### 3. さらなる安全性確保に向けた対策【不適切な設計、施工の抑止③】

#### 【技術基準の再検証、簡易な安全対策の検討】

- 太陽電池モジュールは、経年劣化等により台風の際に飛散するなどの可能性があるため、既設設備の太陽電池モジュールの**飛散抑止**が必要。また、光が当たると常に発電するため、水害等により太陽電池モジュールが**水没した場合の感電防止**などに資する簡易な安全対策の可能性を追求していくことが重要。
- このため、地上設置型の太陽電池設備について、現行技術基準が必要十分なものとなっているかを引き続き検証していく必要がある。

#### 【今後の進め方】

- N E D Oでは、今年度、「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン」を作成しているが、来年度以降も、本ガイドラインを見直しながら、実証試験等を実施して行く計画となっている。
- 来年度以降に行われる耐風圧試験による構造安全性評価や水没実験による感電リスク評価に関する実証試験等を踏まえ、安全対策を検討していく。
- 上記成果を踏まえ、太陽電池発電設備に対する技術基準の見直しを行ってゆくこととする。  
(参考)「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2017年版(案)」

# 電源別事業計画策定ガイドライン

- 再生可能エネルギー発電事業者における適切な事業実施の確保を図るため、認定基準として規定される保守点検及び維持管理の実施や関係法令遵守等について具体化した考え方を示すとともに、法令の規制がかからない事項について適切な実施を促すものを記載するものとしている。

## <ガイドライン記載事項の具体例（全電源共通事項）>

遵守事項		推奨事項 (法令の白地部分)
(FIT法独自の基準)	(関係法令に依拠する基準)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う</li> <li>発電事業者名、保守管理責任者名、連絡先等の情報を記載した<b>標識を掲示</b>する ※旧認定取得者は新制度に移行した時点から1年以内に掲示する</li> <li>柵塀の設置等の設置により、第三者が構内に立ち入ることができないような措置を講じる (事業用電気工作物については従来から電気事業法において義務) ※旧認定取得者は新制度に移行した時点から1年以内に柵塀等を設置する</li> <li>保守点検及び維持管理計画を策定し、これに則り保守点検及び維持管理を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務等の<b>関係法令及び条例を遵守して、適切な設計・施工</b>を行う</li> <li>電気事業法に基づき、保安規程を策定し、選任した電気主任技術者を含めた体制とする</li> <li>廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに発電設備を処分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明会の開催など、<b>地域住民との適切なコミュニケーション</b>を図る</li> <li>発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる</li> <li><b>民間団体が作成したガイドラインを参考</b>にし、保守点検及び維持管理を実施する</li> <li>FITの調達期間終了後も設備更新することで、事業を継続する</li> </ul>

## <電源毎のトピック>

### 太陽光

- 民間ガイドライン等を参考とした、適切な保守点検及び維持管理の実施（電事法の一部の規制が適用されない50kW未満も対象）
- 民間ガイドライン等を参考とした、適切な設計・施工
- 周辺環境への反射、騒音等に対する適切な措置

### 風力

- 風況、落雷、着氷等の気象条件等についての事前調査の実施
- 適切な保守点検及び維持管理の実施（電事法の一部の規制が適用されない20kW未満も対象）

### 地熱

- 湧出量や温度等の推移を把握するための源泉モニタリングの実施
- 植生や家屋等への影響を把握するための蒸気の大气放散のモニタリングの実施
- 地元の自治体、地域住民、温泉事業者等との関係構築

### バイオマス

- 燃料となるバイオマスを安定的に調達できる体制の構築
- 同一種類のバイオマスを利用している既存事業者への配慮

### 中小水力

- 水利使用に係る手続の適切な実施

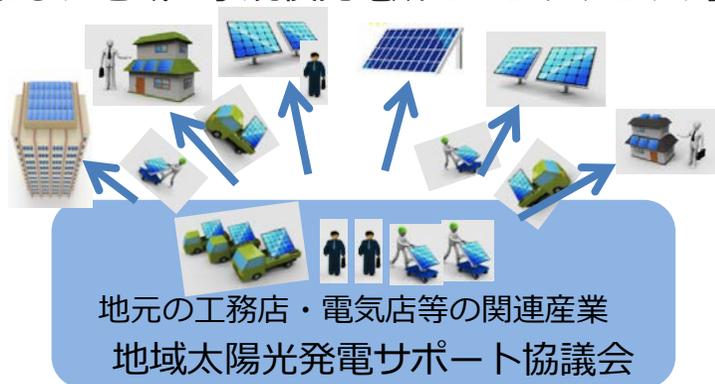
# 地方自治体を中心とした地域の再エネ推進

- 各地域の太陽光発電施設が長期かつ安定的に電力を供給するためには、設計・施工や保守点検、修繕等が適切に行われることが重要であり、**全国各地に地域の太陽光発電事業を支えるメンテナンス・施工等の産業基盤が確立**されていく必要がある。そのため、地方自治体（都道府県・政令指定都市）と連携し、例えば

- ① **地域のメンテナンス事業者のデータベース化、太陽光発電を地域で支える協議会の組成、**
  - ② **設計施工・メンテナンスの研修や地域トラブル等に関するアドバイザー派遣等**
- を地域主体で進め、地域産業の育成を図りつつ、地域に根ざした太陽光発電の導入拡大を図る。

## 地域の太陽光発電サポート体制

地場工務店・電気店等を集約した、地域の太陽光発電サポート体制を構築し、地域の小規模発電所のメンテナンス等を担う。



## 【地方自治体の取組例】

### 浜松市：太陽光発電関連事業者データベース事業

- 太陽光発電の施工実績や技術力等、一定の基準を満たした施工業者をデータベース化し公表。

### 福岡県：アドバイザー派遣事業

- 県内の民間事業者等を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有する人材を派遣し、課題解決を図る。
- 既に導入している設備のメンテナンス、安全対策の検討等。

## 【積算（20箇所）】

区分	百万円
地方自治体事業費・研修	342
管理費	38
合計	380

## ● 事業概要

本事業は、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）が中心となり、地域の実情に合わせた太陽光発電事業が長期にわたり安定的に発電が継続することをサポートする体制を構築する事業。

<事業内容（(1)～(3)は必須、(4)～(7)については地域の実情に応じて>

- (1) 太陽光発電保守点検事業者のデータベースを作成、HP上に公開し、事業者の広報活動等に寄与すること
- (2) 一般的な保安点検、設計・施工に関する座学研修等の実施
- (3) 発電事業者や地域住民等に対し有用な情報の広報
- (4) 事業体制の中心を担う協議会等組織の構築
- (5) 知識や技術向上の支援を行うため、実践的な研修、普及啓発イベント、セミナーなどの実施
- (6) 発電事業者や保守点検事業者等向けにガイドライン、事例集、Q&A、マニュアル等の作成
- (7) 地方公共団体個々の事情に合わせて他事業と連携し太陽光発電を推進すること（実施事業例：苦情相談窓口の開設、地域新電力やスマートコミュニティ等との連携、災害対策事業との連携、市民ファンドとの連携、太陽光発電の屋根貸し事業の推進、未利用地の有効活用事業など）。

予算規模：1件あたり450万円（消費税込）を上限

## ● 採択結果

1次採択：8件採択（内1件は3者共同で応募）

大分県（（NPO）大分県地球温暖化対策協会）、長崎県（（公財）ながさき地域政策研究所）、群馬県、長野県（（一社）自然エネルギー信州パートナーズ）、京都府（エコリンクス（株））、神奈川県（神奈川県・（NPO）太陽光発電所ネットワーク・（株）スマートエナジー）、福岡県、鳥取県

2次採択：3件採択（内1件は3者共同で応募）

浜松市（（株）浜松新電力）、（一社）日本太陽光メンテナンス協会）、（一財）再生可能エネルギー保全技術協会、（NPO）アースライフネットワーク（静岡県）

# 価格目標について

- FIT法改正により、電源毎に中長期的な価格目標を設定することとなっており、これを通じて、事業者の努力やイノベーションによるコスト低減を促すこととしている。具体的な目標は以下のとおり。

## <太陽光>

- ・ FITからの自立を目指し、以下の水準を達成。
- ・ 非住宅用太陽光：2020年で発電コスト14円/kWh  
2030年で発電コスト7円/kWh
- ・ 住宅用太陽光：2019年でFIT価格が家庭用電気料金並み  
2020年以降、早期に売電価格が電力市場価格並み

## <風力>

- ・ 20kW以上陸上風力：2030年までに、発電コスト8~9円/kWhを実現、FITから自立した形での導入を目指す。
- ・ 20kW未満の小型風力発電：導入動向を見極めながら、コスト低減を促し、FITからの中長期的な自立化を図る。
- ・ 洋上風力発電：導入環境整備を進めつつ、FITからの中長期的な自立化を図る。

## <地熱>

- ・ 当面は、FITに加え、地元理解促進や環境影響評価手続の迅速化等により、大規模案件の開発を円滑化。
- ・ 中長期的には、技術開発等により開発リスク・コストを低減し、FITからの自立化を図る。

## <中小水力>

- ・ 当面はFITに加え、流量調査等によるリスク低減を進め、新規地点開発を促進。
- ・ 新規地点開発後は低コストで発電可能であることも踏まえ、技術開発によるコスト低減等を進め、FITからの中長期的な自立化を図る。

## <バイオマス>

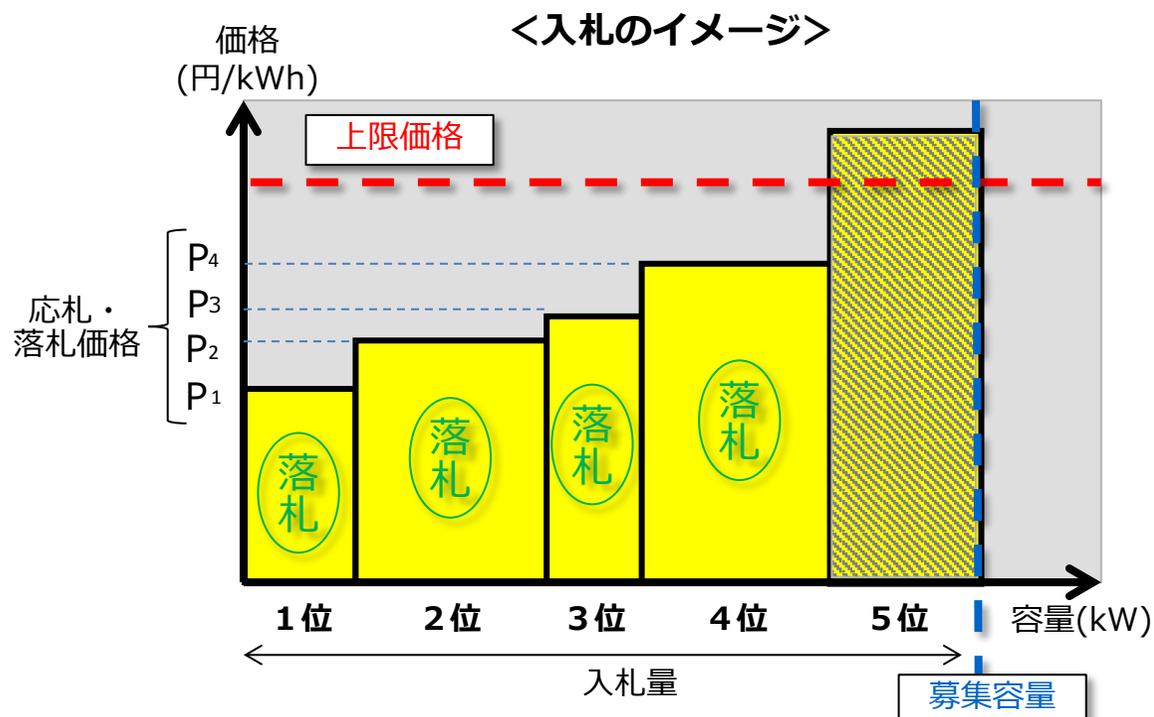
- ・ 燃料の集材の効率化等の政策と連携を進めながら、FITからの中長期的な自立化を図る。

## 調達価格の見直し①

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
事業用太陽光 (10kW以上)	40円	36円	32円	29円 27円※1	24円	21円※3	今年度では 決定せず	今年度では 決定せず	
				※1 7/1～(利潤配慮期間終了後)		※3 2MW以上は入札(平成29年10月に第1回を実施)			
住宅用太陽光 (10kW未満)	42円	38円	37円	33円 35円※2	31円 33円※2	28円 30円※2	26円 28円※2	24円 26円※2	
				※2 出力制御対応機器設置義務あり					
風力	22円(20kW以上)					22円 (20kW以上)	21円 (20kW以上)	20円 (20kW以上)	19円 (20kW以上)
	55円(20kW未満)					据え置き		今年度では 決定せず	今年度では 決定せず
	36円(洋上風力)					据え置き			
地熱	26円(15000kW以上)					据え置き			
	40円(15000kW未満)					据え置き			
水力	24円(1000kW以上30000kW未満)					24円	20円(5000kW以上30000kW未満)		
						27円(1000kW以上5000kW未満)			
	29円(200kW以上1000kW未満)					据え置き			
バイオマス	34円(200kW未満)					据え置き			
	39円(メタン発酵ガス)					据え置き			
	32円(間伐材等由来の木質バイオマス)			40円 (2000kW未満) 32円 (2000kW以上)		(間伐材等 由来の木質 バイオマス) 据え置き			
	24円(一般木質バイオマス・農作物残さ)					24円	21円(20000kW以上)		24円(20000kW未満)
	13円(建設資材廃棄物)					据え置き			
	17円(一般廃棄物・その他のバイオマス)					据え置き			

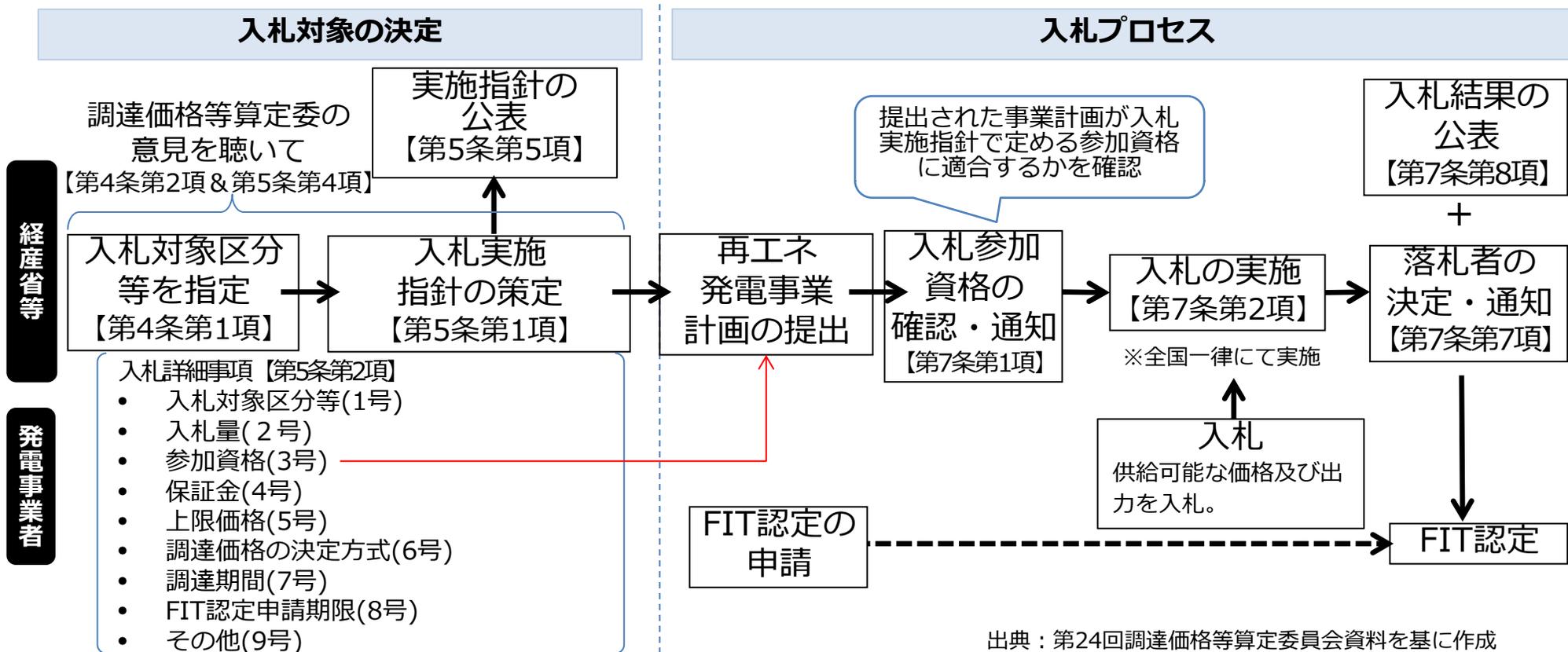
# 入札制度の概要・イメージ

- ・ 当面の入札対象：2 MW以上の事業用太陽光発電。
- ・ 実施時期：第1回は平成29年9月15日に事業計画の受付を終了し、平成29年10月18日までに入札参加資格の有無を通知した上で、平成29年11月21日に入札結果の公表を行う予定。
  - ※ 試行的期間：平成29年度及び平成30年度（2年間で合計3回実施）。
- ・ 入札量：第1回～第3回で合計1～1.5GW。第1回は、500MW。
- ・ 上限価格：第1回は21円/kWh。第2回・第3回は第1回の結果を検証して設定。
- ・ 落札者の調達価格等：第1回～第3回においては応札額を調達価格として採用（pay as bid 方式）。調達期間は20年間。



# 入札制度のフロー

- 新FIT法では、入札制度の対象として指定された再生可能エネルギー発電設備の区分等においては、**調達価格を入札によって決定**することとなる。
- 入札に参加を希望する者については、**入札に先立って再生可能エネルギー発電事業計画を提出し、参加資格の有無を審査**されることとなる。
- 入札参加資格が認められた者は、**安定的かつ効率的に電気を供給できる1 kWh当たりの価格と発電出力についての札**を入れる。
- 最も安価な札を入れた者から順次、**入札全体の募集容量に達するまでの者を落札者**とする。
- 落札者についてのみ、認定を取得する権利が付与されることとなる。



# 入札実施主体、入札参加資格について

## <入札実施主体について>

- 入札は、国又は指定入札機関が実施することとなっている。今後、入札対象件数が増大していく可能性があること等に鑑み、**平成29年度から指定入札機関を実施主体とする。**

## <入札参加資格について>

- 原則、**認定申請の際の認定要件と同様の要件を求める。**
- ただし、**接続契約については、締結までに一定の時間を要することを考慮し、参加要件としては求めず、落札した場合に認定取得までに工事費負担金契約まで締結することを求めることとする。**
- 他方、入札に先立って接続契約(工事費負担金契約を含む)を締結し、系統工事のためのコストを確定させた上で応札額を決定したいというニーズにも配慮し、**入札対象案件の接続契約については、落札を経た認定取得後の一定期間後まで支払期限の延長を可能とする措置を設けることとする。**
- また、入札対象電源が大規模太陽光であることを考慮し、**あらかじめ、地域との共生を図るための一定の取組**（自治体への事業計画の説明、他法令の許認可手続の確認等）**を求める。**

- 新FIT法第7条第2項  
経済産業大臣は、(略)入札実施指針に従い、入札を実施しなければならない。
- 新FIT法第7条第10項  
**経済産業大臣は、その指定する者(以下「指定入札機関」という。)に、入札の実施に関する業務(以下「入札業務」という。)を行わせることができる。**
- 新FIT法第39条第2項  
経済産業大臣は、指定をしたときは、入札業務を行わないものとする。

## 主な認定基準

### 1. 事業の内容が基準に適合すること

適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること

外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること（太陽光20kW未満除く）

設置に際し要した費用、運転に要する費用、発電量等に関する情報について経済産業大臣に提供するものであること

発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱いに関する計画が適切であること

### 2. 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること

**接続することについて電気事業者の同意を得ていること**

### 3. 設備が基準に適合すること ※ほぼ現行を踏襲

(1～3共通) 関係法令(条例を含む)の規定を遵守するものであること